

第14回津南町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年8月26日					
招集の場所	津南町役場 3階 大会議室					
開閉会日時	開会	令和6年8月26日 9時00分				
	閉会	令和6年8月26日 9時30分				
出席委員並びに 欠席委員	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
	1	藤木 正光	出	10	大平 勝則	出
	2	中山 國廣	出	11	滝沢 芳則	出
	3	河田 千春	出	12	本山 和美	出
	4	樋口 則郎	出	13	中村 敬二	出
	5	藤木 巖	欠	14	桑原 京子	出
	6	桑原 幸枝	出	15	涌井 益夫	欠
	7	清水 茂實	出	16	藤ノ木 孝	出
	8	渡邊 修	出	17	半戸 敬行	出
	9	板場 勇司	出	18	藤ノ木 稔	出
議事録署名委員	13	中村 敬二		14	桑原 京子	
職務のために出 席した者の氏名	事務局長	太田 昌		副主幹	石沢 和也	
説明のために出 席した者の氏名						
書記	石沢 和也					
議事日程	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

第14回 津南町農業委員会総会議事日程

令和6年8月16日 告示

令和6年8月26日 開会

日程第1 議事録署名委員の指名について

番

番

日程第2 報告第1号 会長報告

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について

日程第5 報告第4号 農地法第3条の規定による許可指令書の取消申請
について

日程第6 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画書の審査について

会議経過（令和6年8月26日）

【開会宣言】

会長

本日の欠席は、5番 藤木 巖委員、15番 涌井益夫委員です。

1番 藤木正光委員が遅れて出席します。

定足数に達しておりますので、これより第14回津南町農業委員会総会を開会し
ます。

日程第1 会議録署名委員の選出について

会長

会議録署名委員の指名を行います。議長の指名による選出とさせていただきますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

会長

本日の会議録署名委員に、13番 中村敬二委員と14番 桑原京子委員の両委員を指名いたします。

日程第2 報告第1号 会長報告について

会長

報告第1号会長報告について、出席しました会議等内容を報告いたします。

7月31日ですが、町内の圃場について、遊休農地、耕作放棄地の農地状況調査を実施しました。大変お疲れ様でした。

8月8日に農業委員会代表者研修が開催されました。出席いただいた委員の皆様ありがとうございました。

会長報告については以上です。質問等がありますでしょうか。

(特になし)

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は、1件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

(質問等特になし)

日程第4 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について

会長

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願証明について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法の適用を受けない事実確認願については、1件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

中山國廣委員

7月11日に現地確認を行いました。当初、圃場整備が予定されていたのですが、地形の事情等で計画から外された農地です。その後は耕作できず、原野化、山林化の状況になったものであります。もう一か所は、水路整備によって、畑地が分断された農地です。

会長

他に質問等がありますでしょうか。

(質問等特になし)

日程第5 報告第4号 農地法の規定による許可指令書の取消申請について

会長

報告第4号 農地法の規定による許可指令書の取消申請について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

清水茂實委員

基盤整備事業が行われる工区内の農地ということですが、事業を進めるための取消申請をするものなのでしょうか。

事務局

取消申請の内容のとおり、売買による所有権移転のため許可申請があり、許可されたのですが、許可後に売買する必要がなくなった経過があります。申請者同士の金銭の授受もされておられません。

会長

他に質問等がありますでしょうか。

(質問等特になし)

日程第6 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

会長

議案第1号農地法の規定に基づく許可申請書の審査について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法の規定に基づく許可申請は、第3条許可申請が2件、第4条許可申請が1件、第5条許可申請が1件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

渡邊 修委員

3条の1番ですが、生前贈与を目的とした所有権移転です。譲渡人が生きているうちに息子である譲受人に贈与したいとお話でした。

会長

他に質問等がありますでしょうか。無ければ採決をいたします。

第3条の2件、第4条の1件、第5条の1件について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、原案のとおり許可を決定いたします。

日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画書の審査について

会長

議案第2号農用地利用集積計画の審査について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

津南町長より、農業経営基盤強化促進法及び農業経営基盤強化促進基本構想に基づき審査依頼がありました。

今回は所有権移転2件、利用権設定の新規が1件です。

(農用地利用集積計画の内容を朗読、説明)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

会長

いずれも、担い手との契約に伴う所有権移転であり、特に問題のある届出はないかと思われま。

只今の事務局の説明及び朗読の内容について、委員の方からの補足説明、意見、質疑等ありましたらお願いいたします。

会長

質問等はありませんでしょうか。

無ければ所有権移転1件、利用権設定新規1件の案件について採決をいたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、原案のとおり許可を決定いたしました。

【閉会宣言】

会長

本日の議事は全て終了しました。

以上で、津南町農業委員会第14回総会を閉会します。

以上の会議経過は書記が記したものであるが、その内容が事実と相違ないことを
証するためここに署名する。

令和 年 月 日

津南町農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員